

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人立命館通報処理規程第6条にもとづき設置する通報調査委員会(以下、「調査委員会」という。)について必要な事項を定める。

(調査委員会の任務)

第2条 調査委員会は、学校法人立命館通報処理規程第10条により調査を行うことが決定した通報事案につき、次の各号を任務とする。

- (1) 調査方法の決定
- (2) 調査の実施
- (3) 調査にもとづく事実認定

(委員会の構成)

第3条 調査委員会は、事案ごとに次の各号に掲げる委員によって構成する。

- (1) 通報処理責任者
 - (2) 通報処理責任者が委嘱する弁護士
 - (3) 通報処理責任者が委嘱する者
- 2 前項に掲げる者が、当該事案または人物と直接の利害関係を有する場合は、委員になることができない。
- 3 監事は、調査委員会に出席することができる。ただし、議決に参加することはできない。
- 4 調査委員会に委員長をおき、第1項第1号の委員があたる。
- 5 委員長に事故があるとき、または欠けたときは、第1項第1号の委員の中からあらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第4条 調査委員会は、委員の3分の2以上の出席によって成立する。

- 2 調査委員会の議事は、出席委員の過半数によって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 調査委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、説明および意見を聞くことができる。

第5条 削除

第6条 削除

第7条 削除

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、常任理事会において行う。

附 則

この規程は、2009年4月1日より施行する。

附 則(2010年9月22日通報処理方法の見直しに伴う全面改正)
この規程は、2010年10月1日より施行する。

附 則(2015年3月25日調査委員会の任務の変更等に伴う一部改正)
この規程は、2015年4月1日より施行する。